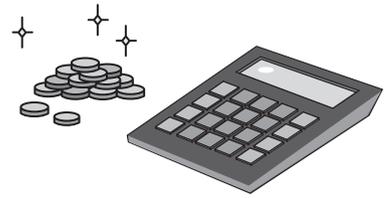


《確定申告のお知らせ》

申告書は早めに手続きしましょう



所得税の確定申告 は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、3月16日の申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金との過不足を精算する手続きです。

また、申告して納税するばかりでなく、納めすぎた税金を戻してもらおう手続きでもあります。さらに平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税（所得税の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

1年間の所得金額と税額を正しく計算し、期限までに申告と納税を行ってください。申告が必要かどうかは、国税庁ホームページを参照もしくは富良野税務署や村へお問い合わせください。

消費税及び地方消費税の確定申告 は、前々年に課税売上高が1,000万円を超える方で、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた課税売上げや課税仕入れの金額を計算し、納税額及び還付額を計算します。

確定申告をしなければならないのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をすると、加算税が課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。

※ふるさと納税や災害等に関して寄附をされた方は、申告することによって寄附金控除の対象となる場合がありますので、領収書等をご確認いただき、手続きしてください。

申告書の作成・提出

税務署から申告書が送付された場合は、整理番号等が記載されているため、必ず送付された申告書を使用してください。また、前年の申告が電子申告及び税務署などの会場でパソコンを利用して提出した方は、確定申告に必要な整理番号等を記載した「お知らせハガキ」が届きますので、その番号を申告書に記載してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算されるので大変便利です。詳しくは国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

申告書は郵便での送付または税務署の時間外受信箱への投函により提出することができます。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した場合、電子申告（e-Tax=イー・タックス）を利用してデータで提出することができます。

申告書の提出期限と納付期限

所得税の確定申告 は、3月16日（月）まで

消費税及び地方消費税の確定申告 は、3月31日（火）まで

申告納付ですので、期限までの納付をお願いします。納付には振替納税が便利で、手続きにより納付期限が1カ月ほど先延ばしされます。

提出期限が間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけ早めに提出してください。

■お問い合わせ

富良野税務署
（富良野市桂木町3番2号）
電話 22-2144

◆富良野税務署での申告会場開設期間及び相談時間
2月16日（月）から3月16日（月）まで
※土日・祝日は除く
午前9時から午後4時まで

平成27年度 村・道民税の申告納税相談のお知らせ



1月1日現在、占冠村に住所のある方で、平成26年中に収入のあった方は、「村・道民税」の申告をしていただく必要があり、所得税の確定申告と同時に受け付けています。

申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が受けられなかったり、各種公共料金や医療費負担割合の算出に支障をきたす場合があります。

申告手続等については下記のとおりです。

3月16日（月）までの期限内申告についてご理解とご協力をお願いします。

■申告しなければならない方

- 事業を営んでいる方や地代、家賃、配当などの所得を有する方
- 土地や建物、その他の資産を売った方
- 給与以外の収入があった方
- 平成26年中に退職された方（再就職し、その勤務先で年末調整を終えていれば申告不要です）
- 平成26年中の所得が公的年金のみで、社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- 国民健康保険加入者（収入がなくても申告が必要です）
- のちに所得や課税等に関する税務証明が必要となる方 など

■申告の際に必要なもの

- ▼収入を証明する資料（各種源泉徴収票や支払調書など）
- ▼控除を証明する資料（生命保険・地震保険支払証明書、健康保険や介護保険の領収書、国民年金控除証明書、医療費の領収書など）
- ▼印鑑（シャチハタ不可）、筆記用具、電卓等
- ▼所得税の確定申告をされる方で、事前に税務署から申告書用紙が送付されてきた場合はその用紙や「お知らせハガキ」
- ▼所得税が還付される場合は、申告者本人の名義である預貯金口座番号等がわかるもの

■申告する必要のない方

- 平成26年中の所得が給与のみで、勤務先での年末調整を終えている方
- 税務署に所得税の確定申告書を提出した方など

申告はe-Taxが便利です！

多くの方に電子申告（e-Tax）を利用していただけるよう、村では、申告用のパソコンとICカードリーダーライターを用意しています。

電子申告の操作については、職員がお手伝いしますので、ぜひご利用ください。

電子申告をするには電子証明書が必要で、有効期限は3年です。更新には手数料500円がかかります。電子証明書は住民基本台帳カードと一体となっており、カードに記載されている有効期限と電子証明書の有効期限は異なりますので、ご注意ください。

■次の日程で申告相談会場を設けます （所得税の確定申告も同時に受け付けます）

月 日	時 間	会 場
2月17日（火）	10：00～16：00	双珠別住民センター集会室
2月18日（水）	10：00～16：00	占冠地域交流館集会室
2月24日（火）	10：00～16：00	トマムコミュニティセンター研修室（2階）
2月25日（水）	10：00～16：00	トマムコミュニティセンター研修室（2階）

※この期間以外は、役場総務課税務担当で随時申告を受け付けています。



■お問い合わせ

総務課税務担当
電話 56-2125